



お孫様への教育資金の贈与



お孫様への教育資金については必要な金額をその都度負担する限りではもともと贈与税は課税されません。これは、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てる為に贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の対象とならないからです。

一方で、将来の教育資金もまとめて贈与したいケースがあります。この場合には「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」を利用する事が出来ます。

制度の概略

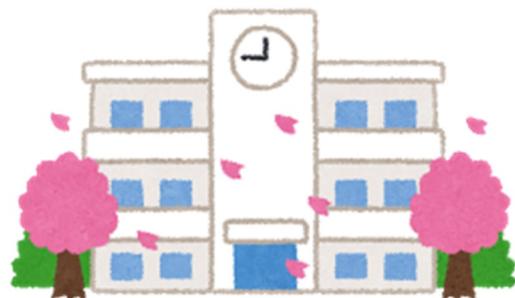
この制度は平成 31 年 3 月 31 日までの間に 30 歳未満の方（以下「受贈者」といいます）が教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の祖父母など（直系尊属）から 信託受益権を付与された場合、 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合、 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等にて有価証券を購入した場合には、信託受益権又は金銭等の価額のうち 1,500 万円までの金額に相当する部分の価額については非課税となる制度です。

その後、受贈者が 30 歳に達した時点で口座に残額がある場合や教育資金以外に使用したものがあるときは、その契約終了時に贈与があったものとみなして贈与税が計算されます。

手続き

この制度の適用を受ける為には、「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから 2 ヶ月以内に金融機関等と教育資金管理契約を締結する必要があります。具体的には、教育資金口座の開設等を行った上で、受贈者が教育資金非課税申告書とその申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する事になります。

その後、教育資金口座の払出方法に応じて、その支払いに充てた金銭に係る領収書などを金融機関の営業所等に提出します。



教育資金の具体例

【1】 学校等に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。

上限 1,500 万円

入学金・授業料・入園料・保育料・
施設設備費又は入学(園)試験の検定料など

学用品の購入費・修学旅行費や学校給食費
など学校等における教育に伴って必要な費用など

(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。

【2】 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。

1,500 万円のうち、500 万円が上限

(1) 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの

教育(学習塾・そろばんなど)
に関する役務の提供の対価
や施設の利用料など

スポーツ(水泳・野球など)
又は文化芸術に関する活動
(ピアノ・絵画など)その他
教養の向上のための活動に
係る指導への対価など

の役務の提供又は の指
導で使用する物品の購入に
要する金銭

(2)(1) 以外(物品の販売店など)に支払われるもの

に充てるための金銭であって、
学校等が必要と認めたもの

通勤定期代、留学のための渡航費
などの交通費

この制度のメリット・デメリット

メリット

最初にも触れましたが、扶養義務者間における生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については贈与税の課税対象とはなりません。ですからお孫様へその都度教育資金を負担されても贈与税は発生致しません。

しかし、上記の制度を利用すれば、一括でまとめた教育資金を贈与する事が出来ます。また、すでに贈与が完了していますので、相続時に口座に資金が残っていても相続財産にはなりません。その後 30 歳時点で口座残高が残っていなければ税金はかからない事になります。(相続開始前 3 年以内の贈与でも相続税計算への持ち戻しはありません)

例を使って説明させていただきます。なお、本来はもう少し複雑になりますがシンプルな形でご説明します。

制度を利用しない場合

今後 10 年間、教育資金 100 万円を毎年お孫様の為に支払う



その都度負担すれば税金はかかりません

制度を利用した場合

制度を利用して 1,000 万円をお孫様に贈与する



30 歳までに使いきれば税金は発生しません

ただ、仮に 5 年目に相続が発生した場合に であれば $100 \text{ 万} \times 5 = 500 \text{ 万円}$ が相続財産に含まれます。

一方 であればすでに贈与は完了していますので、30 歳までに使い切れれば税金は発生致しません。

デメリット

この制度は、贈与をして終わりの制度ではありません。お孫様が 30 歳になった時点で使い残しがあつたり、教育費以外に使用したものがあれば、贈与税が発生してしまいます。

また、もともと相続税が発生しないケースでは、その都度負担する形でも問題ありません。一度に贈与してしまうと、お孫様からのありがたみが徐々に薄れていく事もありますので、その都度負担する方が良い場合もあります。

以上、簡単ではありますが「教育資金一括贈与の非課税制度」の要点をまとめさせていただきました。

実際にご活用される場合には個々のケースに応じてより深くご相談させていただきますので、是非私達ヤマダ総合公認会計士事務所にご用命下さい。

